

事務連絡
平成 25 年 2 月 13 日

各都道府県介護保険主管部（局）御中

厚生労働省老健局介護保険計画課

東日本大震災により被災した被保険者の利用者負担等の減免措置に対する
財政支援の延長等について

平成 24 年度における東日本大震災により被災した被保険者の利用者負担及び保険料（以下「利用者負担等」という。）の減免措置の取扱い等については、「東日本大震災により被災した被保険者の利用者負担等の減免措置に対する財政支援の延長等について」（平成 24 年 2 月 9 日付け厚生労働省老健局介護保険計画課事務連絡）、「平成 24 年 10 月 1 日以降の東日本大震災により被災した被保険者の利用者負担の減免措置に対する免除証明書等の取扱いについて」（平成 24 年 7 月 24 日付け厚生労働省老健局介護保険計画課事務連絡）、「平成 24 年度介護保険災害臨時特例補助金の取扱いについて」（平成 24 年 7 月 27 日付け老発 0727 第 1 号厚生労働省老健局長通知。以下「7 月局長通知」という。）、「平成 24 年度における介護保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令第 7 条第 3 号の規定に基づく特別調整交付金（介護保険の財政又は介護保険事業の安定的な運営に影響を与える場合その他のやむを得ない特別の事情がある場合）の交付基準について」（平成 24 年 12 月 7 日付け老発 1207 第 2 号厚生労働省老健局長通知）等において、お示ししているところです。

今般、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う国による避難指示等の対象地域（以下「避難指示等対象地域」という。）における被保険者の利用者負担等の減免措置に対する財政支援の期間を別紙 1 のとおり延長するとともに、避難指示等対象地域以外の東日本大震災による被災地域における被保険者の利用者負担等の減免措置に対する財政支援の平成 25 年 4 月 1 日以降の取扱いについて、別紙 2 のとおりにすることとしましたので、管内市町村（特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。）等に周知を図るようよろしくお願いします。

なお、周知に当たっては、別添のリーフレットを適宜ご活用下さい。

別紙 1 避難指示等対象地域の被保険者の取扱いについて

1 避難指示等対象地域の被保険者の取扱い

- (1) 利用者負担免除措置（利用者負担額軽減支援事業）に対する財政支援
平成 26 年 2 月 28 日まで延長する予定である。

なお、平成 25 年 3 月 1 日以降の利用者負担免除措置については、7 月局長通知の別紙「平成 24 年度介護保険災害臨時特例補助金取扱要領」（以下「取扱要領」という。）の別記「利用者負担額軽減支援事業」と同様の対応を予定している。

- (2) 保険料減免措置に対する財政支援

平成 26 年 3 月分まで延長する予定である。

- (3) 対象者

- ・警戒区域、計画的避難区域及び緊急時避難準備区域の被保険者
- ・特定避難勧奨地点に居住していたため、避難を行っている被保険者

（ともに解除・再編された地域を含み、震災発生後、他市町村に避難のため転出した者を含む。）

- (4) 財政支援の対象となる利用者負担等の減免措置については、平成 24 年度と同様の財政支援を継続する予定としているが、詳細については、追って通知する。

なお、平成 24 年度分の保険料の減免措置について、平成 24 年度末に被保険者資格を取得したこと等により平成 25 年 4 月以降に普通徴収の納期限が到来するものについても、その全額を財政支援する予定である。

2 利用者負担額軽減支援事業対象者認定票の取扱い

- (1) 全域が避難指示等対象地域である町村（※）に住所を有する被保険者については、引き続き、平成 25 年 3 月 1 日以降も、被保険者証の提示を、取扱要領の別記「利用者負担額軽減支援事業」において示している「利用者負担額軽減支援事業対象者認定票」（以下「認定票」という。）の提示に代えることができる。

（※）広野町、檜葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村

- (2) (1)に掲げる町村以外の市町村のうち、平成 25 年 3 月 1 日以降に、1 (3)に掲げる対象者（以下「避難指示等対象被保険者」という。）に対して利用者負担免除措置（利用者負担額軽減支援事業）を行う市町村にあっては、避難指示等対象被保険者に対し、平成 26 年 2 月 28 日までの間のいずれかの日を有効期限として印字した認定票を交付する。

なお、認定票の交付は利用者負担免除証明書（有効期限が平成 26 年 2 月 28 日までの間のいずれかの日となっているものに限る。）の交付をもって代えることができる。

別紙2 避難指示等対象地域以外の被保険者の取扱いについて

1 避難指示等対象地域以外の被保険者の取扱い

(1) 平成25年4月1日から平成26年3月31日までの財政支援

避難指示等対象被保険者以外の被災した被保険者に対して、平成24年度に引き続き、平成25年4月以降も、利用者負担又は保険料の減免を行う場合であって、その減免額（利用者負担減免にあつては利用者負担額軽減支援事業の事業費を、保険料減免にあつては避難指示等対象被保険者に対する減免額を含む。）が介護保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令（平成12年厚生省令第26号。以下「調整交付金算定省令」という。）第7条第1号又は第2号の例による交付要件を満たす場合には、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間に係る避難指示等対象被保険者以外の被災した被保険者に対する利用者負担又は保険料の減免額の10分の8以内の額が特別調整交付金の交付対象となる予定であること。

なお、平成25年度の特別調整交付金の具体的な交付方法については、市町村の事務負担等も考慮して、引き続き検討する。

(2) (1)の財政支援の対象となる利用者負担の減免措置は、平成24年度と同様とする予定である。

なお、関係通知及び具体的な基準については、追って通知する。

(3) (1)の財政支援の対象となる保険料の減免措置は、調整交付金算定省令第7条第1号の例により、同一の事由によって市町村民税の減免を行っていることを要件とする。

また、平成25年4月1日以降の保険料減免に対する特別調整交付金の交付基準については、「災害による介護保険の保険料の減免に伴う特別調整交付金の算定基準について」（平成12年12月4日付け老発第798号厚生省老人保健福祉局長通知。以下「平成12年通知」という。）を適用する。なお、平成12年通知については、現在のところ、一部取扱いを変更する予定であり、追って通知する。

2 利用者負担免除証明書の取扱い

避難指示等対象被保険者以外の被災した被保険者については、引き続き、有効期限が更新された利用者負担免除証明書のみを有効なものとして取り扱う。

【参考】

これまでお示しした平成24年10月1日から平成25年3月31日までの財政支援については以下のとおりであるので、参考にされたい。

- 避難指示等対象被保険者以外の被災した被保険者に対して、平成24年10月1日から平成25年3月31日までの間も、利用者負担又は保険料の減免を行った場合であつて、その減免額（避難指示等対象被保険者に対する減免額（利用者負担減免にあつては利用者負担額軽減支援事業の事業費を含む。）を含む。）が調整交付金算定省令第7条第1号又は第2号の例による交付要件を満たす場合には、平成24年10月1日から平成25年3月31日までの間に係る避難指示等対象被保険者以外の被災した被保険者に対する利用者負担又は保険料の減免額の10分の8の額が平成25年度の特別調整交付金の交付対象となる。